

**自衛官募集のお知らせ**

次のとおり自衛官を募集します。

募集コース	資格	受付期限	採用試験	備考
自衛官候補生 (男子)	採用時に満18歳～ 満27歳未満	通年	受付時にお知らせします	
高等工科学校生徒 (男子)	中卒(見込み含) 17歳未満	12月6日 まで	●推薦試験 1月11日～13日 いずれか1日	高校教育を自衛隊で 学べるコース (月々、学生手当支給)
		1月10日 まで	●一般試験 1次：1月18日 2次：2月1日～4日	

★募集説明会を開催します。ぜひ、お越しください。 11月9日(土) 12時～15時  
会場：新ひだか町地域交流センター「ピュアプラザ」2階 (ご来場の都度、説明します。)

▼お問い合わせ先

〒059-1259-8  
新ひだか町静内浦和125  
静内駐屯地内  
自衛隊札幌地方協力本部  
静内分駐所  
0146-4412855

**労働保険適用促進  
強化期間について**

11月は、労働保険適用促進  
強化期間です！

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、国が直接管理運営している保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。

厚生労働省では、「未手続事業の一掃」を年間を通じた主要課題と位置づけたうえで、11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、集中的に広報活動を展開し、労働保険制度のより一層の理解、周知を図ることとしております。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに最寄りの労働基準監督署または公共職業安定所(ハロー

ワーク)でのご相談をしてくださ

▼お問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局  
総務部労働保険徴収課  
011-709-12311  
または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所

**アイヌの方々からの  
ご相談をお受けします**

アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています。公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設いたしました。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などの御相談もお受けします。

- 相談は無料です。
- 匿名でもかまいません。
- 秘密は厳守します。

○受付期限

平成26年1月19日(日)まで  
(※12月28日(土)～)

○時間

平日 午前10時から午後8時  
(土・日・祝日 午後6時まで)

○相談専用電話

アイヌの方々のための  
相談専用フリーダイヤル  
0120-1771-208

公益財団法人

人権教育啓発推進センター  
〒105-0012  
東京都港区芝大門2-10-12  
KDX芝大門ビル 4階  
◆本相談事業は、厚生労働省の平成25年度社会福祉推進事業により実施するものです。

**札幌法務局日高支局  
登記相談について**

札幌法務局日高支局における登記の申請に関する相談については、平成25年3月18日から予約制となっておりますので、不動産登記(所有権移転登記・抵当権抹消登記等)の申請書の作成に関する相談をされるお客様は、事前に電話等により予約を取られるようお知らせします。

なお、予約されずに登記の相談をされる場合は、予約されているお客様を優先させていただきますので御理解願います。

▼登記相談予約連絡先

札幌法務局日高支局  
0146-44210415  
(担当者 赤沼・佐々木)

**400mL献血に  
ご協力ください**

献血は、輸血を必要としている患者さんに使用されて、初めて献血者の善意が生きてくるも

のです。現在、輸血用の血液製剤はすべて皆さんの献血血液で確保され、尊い生命が救われています。

しかし、医療技術が進んだ現在でも、輸血によって副作用の発生が見られることがあります。治療の際に800mLの輸血を必要とする場合、200mL献血では4人分の血液が必要ですが、400mL献血では2人分の血液で間に合います。

これによって輸血で起こる副作用などを大幅に減少させることができ、治療効果の高い、より安全な輸血が期待できます。大切な生命を守るため、400mL献血にご協力をお願いします。

平成23年4月1日から、男性の400mL献血が可能となる年齢が「18歳」から「17歳」に引き下げられました。また、男性の血小板成分献血が可能年齢が「54歳」から「69歳」に引き上げられました。

なお、患者さんに、より安全な血液製剤を供給するため、エイズの検査を目的とした献血はお断りしています。

詳しくは、最寄りの血液センター、保健所、または市(区)役所、町村役場へお問い合わせください。

## 献血のご案内

北海道赤十字血液センターからのお知らせです。  
 移動献血車による日高町内の献血事業を次の日程で実施いたしますので、献血にご協力ください。



11月13日（水）	9：00～10：00	(株) 笹田組前
	10：20～11：00	厚賀漁協前
	12：30～13：45	門別国保病院前
	14：15～16：00	日高町役場本庁舎前
11月19日（木）	10：00～11：30	日高自衛隊前
	12：45～16：00	日高町役場日高総合支所前
11月29日（金）	10：00～11：00	日高西部消防組合前
	11：15～12：00	門別警察署前
	13：30～16：00	J A 富川前

【お問い合わせ】 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

## 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金（地域別）が次のとおり改定されました。

**最低賃金額**                      **時間額 734円**  
**効力発生日**                      **平成25年10月18日**

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）